

# 補助金交付の申請から補助金を受け取るまでの流れ

: 申請者の手続き  : 県等の手続き

申請者（建築主の方）は、  
工事請負契約締結・建築確認後、  
**工事着手日前(※)までに、補助金交付申請書**  
を栃木県木材業協同組合連合会(以下「木協連」)  
に提出してください。

令和3(2021)年4月1日から6月30日  
までに工事着手するものが対象です。

※交付決定日(6月1日)より前に着手する場合は、  
誓約書(交付要領別記様式3号)の【交付決定前  
着手に係る事項】にチェックを入れてください。

## ■申請書類

- ・補助金交付申請書
- ・案内図、配置図、各階平面図：A3版に縮小コピー  
（建築確認申請に提出したもの）
- ・建築確認済証の写し
- ・工事請負契約書の写し
- ・県税事務所の全税目の納税証明書
- ・市町の個人住民税の納税証明書
- ・債権者登録申出書 ※口座情報は誤りのないようご注意ください。  
（以下は必要に応じて）
- ・令和元年東日本台風罹災証明書（市町が発行する）

木協連が確認、栃木県（林業木材産業課）が  
審査し、採択日以降に申請者あて**交付決定通知**  
書を郵送します。

※採択は、県産出材使用量の多い順に採択しますが、  
優先採択要件に該当する場合は、県産出材使用量  
に関わらず、優先的に採択いたします。  
（詳細は、県HPをご覧ください）

**事業が完了後、すみやかに実績報告書**を  
栃木県（林業木材産業課）に提出してください。  
提出期限：令和4(2022)年3月11日（金）

## ■実績報告書類

- ・実績報告書
- ・県産出材証明書、合法木材証明書
- ・写真（県産出材を使用した主な場所・全景）  
※事業実績の変更による増額は行いません。

木協連が確認、栃木県（林業木材産業課）が検査し、**検査結果の通知**を申請者あて郵送します。

検査結果通知に同封した**補助金請求書**を提出してください。

**補助金を口座に振り込みます！**